

入学・就学に関する支援制度 申請意向確認書

※①～③を確認の上、それぞれ該当する項目の口にチェック（✓）を入れて、**全員**、**入学許可予定者オリエンテーション（3月23日）当日**、学校へ提出して下さい。
 ※申請を希望する場合は、入学式後、事務室に申請書類を取りに来て下さい。

受検番号	
生徒氏名	

① 入学料・学校徴収金（諸会費）の減免【未確定】

【確認事項】

- 「入学料の減免」は県立高校入学料が減免となる県の制度、「学校徴収金（諸会費）の減免」は学校徴収金（諸会費）が減免となる日川高校の制度です。
- （令和7年度参考）減免対象は、生活保護世帯または同程度の収入の世帯等です。

どちらかチェックしてください

	確認項目
<input type="checkbox"/>	入学料・学校徴収金（諸会費）の減免を受けたいので、 申請します 。
<input type="checkbox"/>	所得制限基準（令和7年度参考）に該当する、または他の理由により 申請しません 。

※減免対象者が令和7年度と変更がある場合には、別途照会します。

② 入学準備サポート事業【確定】

【確認事項】

- 「入学準備サポート事業」は、入学準備に必要な費用に対して給付金を支給する県の制度です。
- 受給対象は、保護者等全員の令和7年度道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯です（令和6年の状況で審査します）。

どちらかチェックしてください

	確認項目
<input type="checkbox"/>	入学準備サポート事業の支給を受けたいので、 申請します 。
<input type="checkbox"/>	所得制限基準に該当する、または他の理由により 申請しません 。

③ 1人1台端末購入支援事業【確定】

【確認事項】

- 「1人1台端末購入支援事業」は、授業等で使用するICT端末の購入費用を支援する県の制度です。
- 受給対象は、生活保護世帯、保護者等全員の令和6年度道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯、または保護者等全員の市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額の合計が51,300円未満の世帯です（令和6年の状況で審査します）。

どちらかチェックしてください

	確認項目
<input type="checkbox"/>	1人1台端末購入支援事業の支給を受けたいので、 申請します 。
<input type="checkbox"/>	所得制限基準に該当する、または他の理由により 申請しません 。

入学料・学校徴収金の一部免除のご案内

令和8年度の支援内容が確定していないため、参考に令和7年度の内容を記載しています。
対象者等、変更になる場合がありますので、内容が確定後改めてご案内します。
申請意向確認書には、令和7年度の内容を参考に回答してください。

免除される費用は？

「入学料」(5,650 円)、「学校徴収金※」の一部(約 38,000 円程度)が免除対象です。

※ 学校徴収金…副教材費、生徒会、PTA 会費など、入学後に年間11万円程度(1年次の場合)徴収します。

減免を受けることができるのは？

災害被害者、交通遺児、生活保護受給世帯

減免対象

母子・父子家庭、親の離婚・死亡、
生活保護世帯と同程度の収入の世帯

収入により減免を判定

◆年間所得が基準額※以下の場合に減免となります。

※ 基準額は住居地、家族構成等により異なります。

例)両親・生徒本人・中学生1人の4人家族の場合(基準額は改定となる可能性があります)

甲府市:約 230 万円

富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、

中巨摩郡昭和町:約 210 万円

その他の市町村:約 200 万円

申請の流れ

① 「入学・就学に関する支援制度 申請意向確認書」に記入し、
3月23日(月)のオリエンテーションで提出する。

② 入学式後、事務室で申請書類を受け取る。

③ 4月17日(金)までに申請書類を提出(厳守)

○クラス担任または事務室窓口へ提出してください。

○申請書以外に各自ご用意いただく書類(源泉徴収票や確定申告書など)があります。

○期日までに書類が揃わない場合は申請書のみ先に提出してください。

④ 県教育委員会で審査後、9月頃に結果を郵送

決定後に徴収済の入学料等を返還、もしくは次月以降の引落としと相殺します。

高等学校等入学準備サポート事業

1 事業内容

経済的に余裕のない世帯の高校等へ入学する際の費用負担を軽減するため、山梨県が独自に給付金を支給し支援を行う事業です。

※事業の実施は、県議会における予算案の議決を経た上で確定となります。

2 必要な手続

給付金を受け取るためには申請が必要です。

※申請書が必要な場合は、下記学校事務室にご連絡ください。

3 給付金の額

生徒一人につき50,000円を支給します。

①制服 ②体育着 ③上履き ④体育館履き

の購入を含めた高校入学の準備に必要な経費が対象です。

※進学する高校等に学校指定の制服があり、着用が必須であることが必要です。

支給の時期は8月を予定しています。

4 対象者

保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯が対象です。

※生活保護受給世帯は除きます。

※令和8年4月1日時点で山梨県内に保護者等の住所があることが必要です。

※令和6年の所得申告がされていることが必要です。

5 お問い合わせ先

申請に関すること

日川高等学校事務室

TEL0553-22-2321

制度に関すること

山梨県教育庁 高校教育課

TEL055-223-1769

県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金の御案内

◆ 経済的に余裕のない世帯の負担軽減を図るため、県立学校の授業等で使用するICT端末の購入に必要な費用を支援します。

1 対象となる方

次の1～3の全てに該当する方が対象です。

1. 山梨県内に在住し、県立学校等に入学又は転入学した方
2. 令和8年3月12日以降に県立学校の授業等で使用するICT端末を保護者等の負担により購入した方
3. 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方
 - (1)生活保護受給世帯の方
 - (2)保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方※4人世帯の場合、目安年収約270万円未満となります。
 - (3)保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方
※4人世帯の場合、目安年収約270万円以上350万円未満となります。
※寄付金控除（ふるさと納税）、住宅ローン控除等が無い場合「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」は市町村民税所得割額になります。

2 必要な手続き

◆ 学校から配布予定の申請書に御記入いただき、各学校が定める期日までに提出してください。

【申請に必要な書類】 次の①～④点のうち該当するものを提出していただきます。

(1)共通

- ① 申請書
- ② 領収書等（レシート可）の原本（購入日、本体の購入金額、販売事業者名が分かるもの）

(2)-1 生活保護受給世帯の方

- ③ 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書の写し

(2)-2 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方または保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方

- ④ 保護者等全員の課税証明書等（①市町村が発行する課税証明書（課税標準額・税額控除額が記載されているもの）、又は②市町村民税の特別徴収税額の決定の写し、など、課税標準額が記載されている書類（市町村民税所得割額だけの記載のものは不可））

3 支給金額

- 1 生活保護受給世帯の方、保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方 → 対象金額の全額
- 2 保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方 → 対象金額の半額(1/2)
※世帯で購入した県立学校用の端末が 2台目以降となる場合は、対象金額の2/3

注) 対象金額は、県教育委員会が紹介するECサイトで購入できる端末の価格(令和8年度は60,940円(税込))が上限です。

4 想定スケジュール

3月	4月	5月	6月	7月	8月
制度の案内	申請書の 配付	申請書の 提出	県教育委員会での書類確認・審査		
					給付金の 支給

※申請書の配布や提出、支給の時期はあくまでも目安で、個別の審査状況等により変動します。

Q 生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他の制度から端末の購入費支援を受けられる場合は、どうなりますか。

- 端末購入に、生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他制度から支援を受けられる場合は、当該支援費を除いた金額を対象金額として、給付金を支給します。

Q 山梨県公立高等学校等入学準備サポート事業給付金とは別の制度ですか。両方から支給を受けることはできますか。

- 制服、体育着等の購入支援をする高等学校等入学準備サポート事業給付金とは別制度です。対象者であれば両方の制度から支給を受けられます。

Q 市町村民税所得割額で判断しないのですか。

- 市町村民税所得割額では、寄付金控除(ふるさと納税)、住宅ローン控除等を受けている場合に正確に所得状況を把握できないことから、「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」で判断させていただきます。

Q 申請をすれば必ず支給を受けられますか。

- 申請受理後、県教育委員会を対象者の確認・審査を行います。申請いただいても、対象者であることを確認できない場合は、支給を受けられません。

Q ECサイト(60,940円)以外で購入した場合はどうなりますか。

- 60,940円より安価な端末を購入した場合、対象金額はその購入金額となります。60,940円より高額な端末を購入した場合、対象金額は60,940円となります。

Q なぜ令和8年3月12日より前に購入した場合は、対象とならないのですか。

- 県立学校の授業で使用する端末の購入費を対象としているため、県立学校の入学許可予定者発表(合格発表)予定日である3月12日より前の購入は対象外となります。

Q 個人から購入した場合も対象となりますか。

- 対象となるのは、販売事業者から購入した場合のみです。

お問い合わせ先

山梨県 教育庁高校教育課 管理奨学担当
TEL : 055-223-1769
MAIL : koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp

